

## 「専門家派遣事業」における「経営・技術に関する専門家」登録のご案内

(一社)東京工業団体連合会(以下、工団連という)では、会員団体に加盟する中小企業(※)が抱える課題に対し、これら企業の要請に基づいて、実績ある専門家を派遣して診断・助言を行い、適切な解決を図るため「専門家派遣事業」を実施しています。本事業実施のため、下記のとおり専門家の募集を行います。

※この事業の対象企業は原則、工団連の会員団体(別紙参照)に加入する会員企業に限ります。

### < 登録の要件 >

次の各号に該当する方が登録できます。

(共通要件)

1. 以下の条件のいずれかを満たしている方。
  - 1) 経営、技術・技能等に関する実務に10年以上の経験を有し、かつ自営業として独立(法人の代表者を含む)後、10年以上の経験を有する方。
  - 2) 経営、技術・技能等に関する公的資格を有し、自営業として独立(法人の代表者を含む)後、5年以上の経験を有する方。  
ただし、法人の場合、代表者となっていない方は登録できません。
2. 中小企業(中小企業基本法第2条の規定による、以下同じ)等の診断・助言に、誠実かつ意欲を持って取り組める方
3. 主たる活動地域を東京都内としている方
4. 原則として2か月の期間内で診断・助言ができる方

(中小企業診断士・技術士の要件)

- ・上記「共通要件」に加え、中小製造業の経営・工場診断又は技術助言を3件以上扱った経験を有する方

(弁理士の要件)

- ・上記「共通要件」に加え、中小製造業の知的財産権の出願又は争訟案件を3件以上扱った経験を有する方

(中小企業診断士・技術士・弁理士以外の専門家の要件)

- ・上記「共通要件」に加え、中小企業の経営・技術に関する相談・コンサルティング(※)を3件以上扱った経験を有する方  
※就業規則作成やウェブサイト制作などの請負業務、各種申請業務や手続き代行業務を除く。

### < 登録の申込方法 >

申込み手順は、①「専門家登録申請書(様式1)」等の送付(電子メール)⇒②「添付書類」の送付(郵送)の二段階になります。①のみでは申込みは無効ですのでご注意ください。詳細は以下をご参照ください。

➤ 申込みに必要な書類・電子ファイル

【申込用紙】専門家登録申請書(様式1)

【証明写真の画像データ】最近6ヶ月以内に撮影したもの

【添付書類】

A：資格を証明する証書の写し（氏名、登録番号、有効期限等がわかるもの）

B：自営業であることを証明する書面の写し

（個人事業の開業届出書、会社設立登記申請書もしくは現在事項証明書、屋号等が分かる初年度分の納税証明書など。公的資格に基づき独立開業されている方は5年以上、それ以外の方は10年以上、独立開業していることが証明できる書面が必要です。）

➤ 申込み手順

・手順1：

工団連ウェブサイト（[http://tokyo-koudanren.or.jp/?page\\_id=603](http://tokyo-koudanren.or.jp/?page_id=603)）より【申込用紙】（専門家登録申請書）をダウンロードし、直接入力の上、【証明写真の画像データ】と共に電子メールでご送付ください（**3月10日（木）17:00必着**）。

証明写真の画像データを忘れずに添付してください。申込書には画像データが貼り付けられない仕様になっています。

メールのタイトルは「工団連専門家派遣／登録専門家申込み」としてください。

※パソコンの不調などで直接入力できない場合に限り、手順2の【添付書類】と共に郵送にてお送りください。その場合は、証明写真を【申込用紙】の一枚目右上方に貼ってください。

送付先：[info@tokyo-koudanren.or.jp](mailto:info@tokyo-koudanren.or.jp)

手順2：

次に、以下の【添付書類】を郵送で工団連までお送りください（**3月10日（木）必着**）。

【添付書類】（非公開です）

A：資格を証明する証書の写し（氏名、登録番号、有効期限等がわかるもの）

B：自営業であることを証明する書面の写し

（個人事業の開業届出書、会社設立登記申請書もしくは現在事項証明書、屋号等が分かる初年度分の納税証明書など）

※手順2の書類が工団連に到着した時点で申込みとなります。手順1のみでは申込は無効ですのでご注意ください。締切日必着です。

※添付書類に不足があった場合、申込は無効となります。

送付先：

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館5階  
（一社）東京工業団体連合会「登録専門家申込」係

## 送付の前に！

送付の前に以下のチェック項目を確認してください。

### 「手順①」のチェック項目

- 上記登録の要件に該当していますか？
- 記入内容に漏れはありませんか？
- 「専門家登録申請書」「証明写真の画像データ」をメールに添付しましたか？
- メールタイトルを「工団連専門家派遣／登録専門家申込み」としましたか？

### 「手順②」のチェック項目

- 「資格を証明する証書（写し）」は封入しましたか？
- 「自営業であることを証明する書面（写し）」は封入しましたか？

## < 登録 >

1. 申込の内容を審査のうえ、工団連から「様式3 診断・助言のための専門家の登録について（通知）」を送付することにより、専門家として登録します。登録者名簿・プロフィール・証明写真は工団連ウェブサイト等を通じて公開します。詳細は専門家登録申請書の「記入上の注意」をお読みください。
2. 登録期間は、工団連が「様式3 診断・助言のための専門家の登録について（通知）」を発した日から平成30年3月31日までとします。
3. 審査の際、必要に応じて面接を行う場合があります。
4. お送りいただいた書類は返却いたしません。

## < その他 >

1. 本事業は、原則として工団連に加盟する東京都内の地域工業団体（33団体、別紙参照）に加入する中小企業を対象にしています。それ以外の企業は対象ではありませんのでご注意ください。
2. 本事業は中小企業からの要請に基づいて診断・助言が実施されるため、登録が直ちに診断・助言の業務に結びつくものでないことを、予めご承知おきください。  
また、登録されただけでは、謝礼金等の支払いはありません。  
なお、派遣する場合は1回につき2～3時間程度の訪問をしていただき、派遣期間が終了後に一回当たり23,100円の謝金及び交通費（実費）が支給されます。
3. 派遣訪問の都度、工団連への報告書提出があります（診断・助言後一週間以内）。
4. 中小企業に対する診断・助言について、派遣先に工団連職員が同行することがあります。また、企業から状況報告を求めることがあります。
5. 中小企業の要望により、工団連の「経営に関する指導事業（簡易診断事業）」と同時に実施する場合があります。この場合は、工団連の経営相談員が最大3回まで、同行します。
6. 専門家登録後、中小企業支援機関等の施策・助成金等の説明会を実施することがあります。ふるってご参加ください。

### 問い合わせ先

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館5階

（一社）東京工業団体連合会 「登録専門家申込」係

TEL : 03-3546-2525 FAX : 03-3546-2853

e-mail : info@tokyo-koudanren.or.jp

URL : <http://tokyo-koudanren.or.jp/>

別紙：(一社) 東京工業団体連合会の会員団体 (平成28年2月現在)

【東部地区】(5団体)

葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区

葛飾区工場連盟
上平井産業連合会
一般社団法人 江戸川工場協会
一般社団法人 墨田産業協会
一般社団法人 東京都江東産業連盟

【西部地区】(7団体)

新宿区、文京区、渋谷区、中野区、杉並区、世田谷区

一般社団法人 戸塚落合経営協議会
一般社団法人 文京区商工協会
一般社団法人 富坂産業協会
渋谷工業協会
中野工業産業協会
杉並産業協会
公益社団法人 世田谷工業振興協会

【南部地区】(11団体)

港区、品川区、目黒区、大田区

赤坂興業会
三田工業会
港南振興会
高輪工業会
東京都印刷工業組合港支部
東京グラフィックサービス工業会港支部
東京都製本工業組合港支部
港区管工事防災強力会
一般社団法人 品川産業協会
一般社団法人 目黒区産業連合会
一般社団法人 大田工業連合会

【北部地区】(10団体)

台東区、荒川区、豊島区、足立区、北区、板橋区、練馬区

上野産業協会
浅草産業工場協会
下谷産業協会
日暮里工業会
荒川中央工業会
一般社団法人 豊島産業協会
一般社団法人 足立産業協会
一般社団法人 北産業連合会
一般社団法人 板橋産業連合会
一般社団法人 練馬産業連合会